

環境対策と責任

*北川 明



1. 環境の内部目的化とは

人々の生活、生存基盤である環境に異変が生じつつあるとされている。

地球環境に関する京都会議議定書によると我が国は、2008年から2012年の間に、1990年比で6%の二酸化炭素を削減する目標が設定された。これを受け、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」を策定し、自動車交通に係わる対策として、発生源対策や渋滞対策、二酸化炭素の吸収対策としての都市緑化等を推進するとしている。また、二酸化炭素の排出量の少ない都市構造、地域構造への変革が求められているところである。1999年現在、1990年比で二酸化炭素の排出量が約16%増となっており、目標達成のためには今後さらに一層の取り組みが必要となっている。

一方、自然環境についても、生物多様性の保全とその資源として持続的な利用を可能とすることを目的とし、1992年リオデジャネイロでの地球サミットで生物の多様性に関する条約が採択され、我が国においても1995年に生物多様性国家戦略が取りまとめられている。生物多様性は、長い年月をかけ生物間相互作用のもと適応進化の過程によって形成され、それぞれ固有な生態的な条件のもとに維持されているもので、その豊かさは生息環境つまり自然環境の豊かさを示すものである。植物を例にとると、一つの進化に10万年から100万年を要している¹⁾とされていることから、生物多様性自体が尊いものとされている。豊かな生物多様性は、単にこれまでの伝統的産業の資源供給源や遺伝子資源等の物理的資源のみならず、人々の文化的活動等の精神的資源としても不可欠とされてきたところである²⁾。

私たちの生存、生活が依存している大気、水、土壌、並びに地球環境と自然環境の保全に対し、我々一人一人が責任を負っている。持続可能な循

環型社会の形成に向け、それぞれが環境保全に対する責任を果たすことによって、個々の努力が積み重なり、効果的な結果を生み出すことになるのではなかろうか。建設省では、1993年の環境基本法の制定と、生物多様性国家戦略の動向に呼応して、環境政策大綱を決定し、環境を内部目的化した。内部目的化の意味するところは、公共事業が直接的にも間接的にも環境に大きな影響を与えることから、単なる計画のとりまとめや机上だけの議論にとどまらず、機会ごとに必要な環境対策を実行に移し、公共事業そのものと同様に、その目的に沿った効果を具体的に発現させなければならないということであると考えている。

2. 二酸化炭素の排出削減

渋滞対策や公共交通機関の活用、低公害車の普及等による直接的な二酸化炭素量の排出削減対策の実施はもちろんのこと、職住近接によって中心市街地の空洞化を解消し中心部の再活性化を図る都心居住、あるいは連携と交流、地場産品等の地域資源の活用による特色ある地域づくりなどの地域の自立の支援等、二酸化炭素の排出量の低下につながる都市構造、地域構造への転換を促す施策を積極的に展開していくことが求められている。

最近、高速交通体系の進展も見られることもあってか、近くの地方重要港湾で原材料を輸入荷揚げして工場まで陸送するようなケースが見られるようになってきている。これまでの首都圏での荷揚げそして長時間の陸送に比較すると経済的な効率性ばかりでなく、輸送エネルギーの削減つまり環境への負荷の軽減もなされていることになる。このように地域産業の物流面での中央からの自立さらには、地域経済の充実を支援していくことが重要であろう。

河川整備においても、例えば、地域の顔となり地域づくりの核となるような区間で、間伐材等の地域資源を活用した整備を行うことができるかも

* 建設省土木研究所環境部長

しれない。地域づくりの一環となり地域の自立を支援するとともに、量的には僅かであるかもしれないが、工場生産材を利用しないことによる環境負荷への軽減に繋がる。事業実施者が環境負荷軽減の意図を地域に明確に示すことによって、環境負荷に対する取り組みが地域づくりの中で浸透し、それが地域づくりに付加的な価値を与える。そして、一層地域づくりを進展させるとともに、環境負荷軽減の効果が累積的に大きくなることも期待できるかもしれない。公共事業の実施者は、地域づくりに深く係わる立場にあり、環境負荷の軽減という観点からも、地域資源の利用が図られる地域の自立を積極的に支援することが望まれる。

公共事業の実施においては、大量のエネルギーが消費される。建設副産物については目標を定め、基本設計段階から検討し、施工時に積極的な対応が図られている。また、コスト縮減についても計画、設計、施工の各段階で、あらゆる可能性について真剣に取り組まれているところである。これらのことがらは、消費エネルギーの削減や工期の短縮、あるいは使用材料の節約など、基本的には環境負荷の軽減の方向と一致する。これらの成果と合わせて二酸化炭素排出の削減量を公表することになれば、公共事業における二酸化炭素排出削減の取り組みの一層の強化と、関連産業への環境負荷軽減に対するインセンティブを与え、新たな技術開発への期待が高まることも考えられる。

3. 都市域での自然的環境の保全と復元

生物多様性の保全を図るためには、多くの人々の組織的、体系的な連携、協力が不可欠である。特に、NGO等の住民の積極的な関与が重要となる。河川環境の保全において、一部に行政との連携による住民の参加が見られるが、諸外国と比較するとまだまだこれからの感という事であろうか。住民の参画を促すためには、環境を含めた多くの国土の情報を有する公共事業実施者は、環境に関する自らの考えを含めて情報を公開し、環境の価値を住民と共有する事を基本とし、環境への取り組みについての役割分担等組織的な合意を目指すことが大事であろう。

河川はいうまでもなく、公共空間には自然的空間機能が存在する。道路の植樹帯においてもハビタットあるいは生態的回廊としての可能性が示さ

れつつある³⁾。都市河川は、そのおかれている状況や構造などから豊かな水生生態系については難しい面もあったとしても、適切な河岸形態、河岸植栽や河畔林を配慮することによって、郊外の自然環境のコアエリアと都市部を繋ぐ重要な回廊としての役割を期待しうる。都市公園等のピオトープとそれらを生態的にネットワークする河川や道路など公共空間は、都市住民が組織的な都市における自然的環境の保全、回復に取り組む場となりうる。計画段階から事業のアカウントビリティーの一環として住民と共同して計画の作成にあたり、体系的な住民の参画を実現するよう努力を払うべきであろう。生物多様性に対する認識が深まるばかりでなく、都市域における緑化の推進による地球環境の保全や生活環境の改善等環境全般への意識の高揚とそれに向けての行動の活性化を図ることが期待できるであろう。

4. おわりに

思いつきでいろいろ述べてきた。環境の保全のためには、多くの人々の参画が不可欠である。環境と常に向き合っている我々は、環境保全そのものに対して、また関係者の環境対策への取り組みや住民等の保全活動への参画に対して、先導的な役割を果たす責任がある。環境対策を体系化し、総合的な力強い一歩を踏み出すことによって、持続可能な循環型社会の展望が見えてくるのではなかろうか。

参考文献

- 1) 矢原徹一、鷺谷いづみ：保全生態学入門-遺伝子から景観まで-、文一総合出版
- 2) 加藤真：日本の渚-失われゆく海辺の自然-、岩波新書
- 3) 小根山裕之、川上篤史、今井亮子、小菅敏広：道路空間を利用した生態系ネットワークの構築の可能性、PIARC第21回世界道路会議発表予定